

## お問い合わせ一覧

### 制度や基準に関するお問い合わせ

- 大阪府、政令市、中核市  
[お問い合わせ先]  
<http://osaka-anshin.com/entry/>



### 各種補助制度に関するお問い合わせ

- 住宅確保用配慮者専用賃貸住宅改修事業  
[お問い合わせ先] 国土交通省  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)



- 賃貸住宅リフォーム融資  
[お問い合わせ先] 住宅金融支援機構  
[https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintaireform\\_safety/index.html](https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintaireform_safety/index.html)



### 住宅に関する様々なご相談

- 住宅相談室  
[お問い合わせ先] TEL 06-6944-8269

### 住宅のあっせん、円滑な入居支援などのご相談

- 居住支援法人  
<https://sumai.osaka-anshin.com/supporters/result#?kw=&tp=6>



- 協力店  
<https://sumai.osaka-anshin.com/partners>



- 相談協力店  
<https://sumai.osaka-anshin.com/supporters/result#?kw=&tp=3>



### 大阪府内の居住支援協議会

行政、協力店、不動産関係団体、居住支援法人等が連携することにより、高齢者や障がい者等(住宅確保要配慮者)への支援や支援方策の検討を行い、相談に応じるなど、様々な取り組みを行っています。

#### ■ Osakaあんしん住まい推進協議会

[お問い合わせ先] TEL 06-6210-9707 <http://www.osaka-anshin.com/>



#### ■ 豊中市居住支援協議会

[お問い合わせ先] TEL 06-6858-2742 <https://toyohope21.xsrv.jp/toyonaka-kyojusien/index.html>



#### ■ 岸和田市居住支援協議会

[お問い合わせ先] TEL 072-437-8854 <https://sites.google.com/kishisyakyo.net/kyojyushien/>



#### ■ 摂津市居住支援協議会

[お問い合わせ先] TEL 072-654-5094 <https://settsu-kyokyou.com/>



#### ■ 吹田市居住支援協議会

[お問い合わせ先] TEL 06-6318-9850 <https://suita-hac.jp>



大家さん  
向け

## 知ってあんしん

### 高齢者等円滑入居のための15のアドバイス

大阪府では、高齢者等の入居に不安を感じる家主・不動産事業者の方に対して、Q&A方式でアドバイスをまとめた冊子を作成しています。

例えば Q.保証人がいないので何かあったときに不安

A.保証人がいないことによる不安は、家賃を銀行口座から自動引き落としにするといったちょっとした工夫を行ったり、公共または民間事業者が提供している「安否確認」のようなサービスを利用することで、低減させることもできます。



Osakaあんしん住まい推進協議会 事務局 (大阪府 居住企画課)

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎27階 TEL:06-6210-9707 FAX:06-6210-9712

2024年1月

## 賃貸住宅をお持ちの家主のみなさまへ

ご存知  
ですか？

# 賃貸住宅の入居者募集に活用できる 住宅セーフティネット制度

誰もが安心して暮らせる大阪をつくしましょう！



登録  
簡単！

みんな  
安心

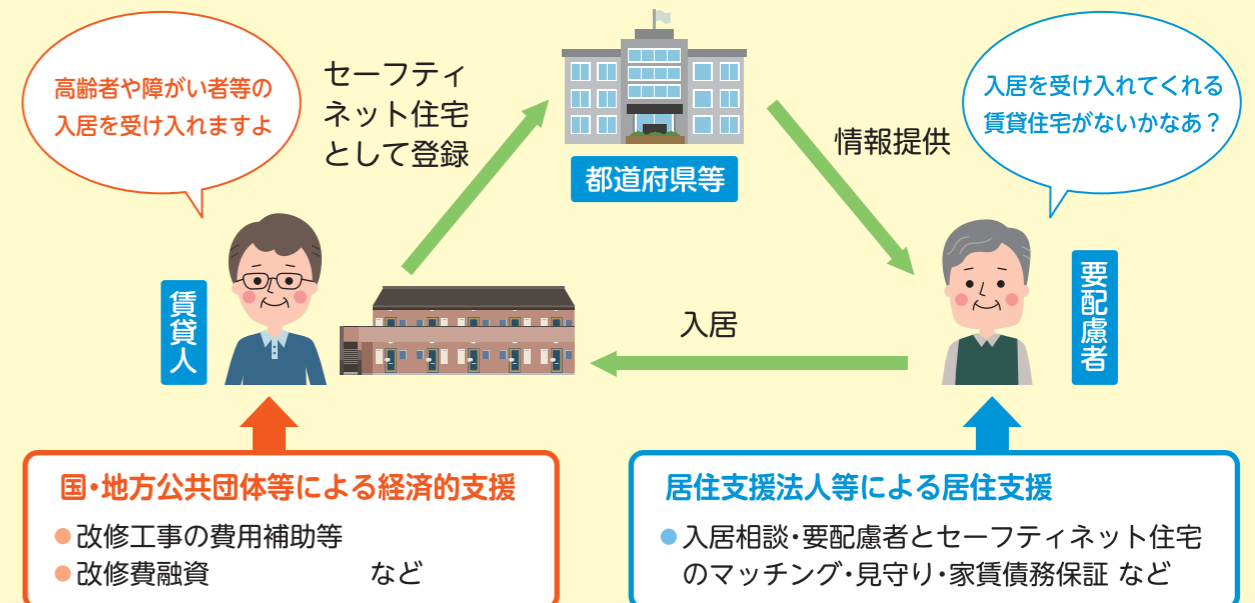
## ■「住宅セーフティネット制度」とは？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方にも安心して住まいを確保してもらえるよう民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。

この制度は以下の3つの柱から成り立っています。

- 1 住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度
- 2 セーフティネット住宅の改修などの経済的な支援
- 3 住宅確保要配慮者に対する居住支援

## 「新たな住宅セーフティネット制度」イメージ



Osakaあんしん住まい推進協議会

メリット  
**01**  
広く周知

住宅登録をすることで、国の「セーフティネット住宅情報提供システム」及びOsakaあんしん住まい推進協議会の「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」に掲載され、広く周知できます。

セーフティネット住宅情報提供システム

セーフティネット住宅の登録はこちらのシステムから登録が可能です。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

セーフティネット住宅 検索



あんぜん・あんしん賃貸検索システム

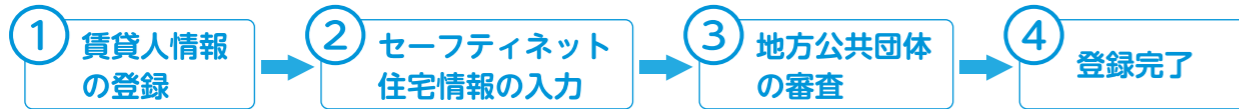
「あんぜん・あんしん賃貸システム」とは、大阪府内に特化して、詳細な条件で検索できるしくみで、「セーフティネット住宅」を「あんぜん・あんしん賃貸住宅」として情報提供しており、行政や福祉関係者にもご利用頂いております。

<https://sumai.osaka-anshin.com>

あんぜん・あんしん賃貸検索システム 検索



登録の流れ



大阪府内の住宅の主な登録基準	一般住宅	共同居住型住宅(シェアハウス)
	耐震性を有すること	
	住戸の床面積が18m <sup>2</sup> 以上 (台所、便所、浴室、収納を有すること)	住宅全体の面積:13.5m <sup>2</sup> ×N(入居者数)+10m <sup>2</sup> 以上 専用居室の面積:7.5m <sup>2</sup> 以上
※1戸から登録が可能です ※登録手続きについては、Osakaあんしん住まい推進協議会が代行で入力手続きを行うことも可能です。 ※ひとり親世帯向けシェアハウスについては別途、基準を設けています。 詳しくは大阪府(06-6210-9707)までお問い合わせください。		

メリット  
**02**  
支援

高齢者や障がい者等の受け入れにあたり必要な改修を行う場合は、補助を受けることができます。

改修工事の費用補助



事業主体等	家主等	主な要因	補助を受けた場合、10年間は住宅確保要配慮者専用住宅となります。
補助率・補助限度額	補助率:国1/3	補助限度額:50万円/戸※	※補助限度額は補助対象工事によっては加算される場合があります。
補助対象工事の例	・バリアフリー改修 ・耐震改修 ・共同居住用住居に用途変更するための改修 ・間取り変更 ・省エネ改修 ・カメラ付きインターホンの設置 ・子育て世帯対応改修(転落防止措置、指詰め防止、キッズスペース設置など) ・防火・消防対策 など ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象		

詳細については、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 検索

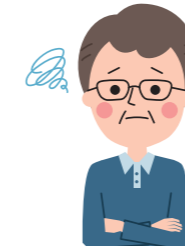
メリット  
**03**  
不安解決

Osakaあんしん住まい推進協議会や居住支援法人、相談協力店・協力店が住まいや入居後の生活にお困りの方へのサポートを行っています。

Osakaあんしん住まい推進協議会

ここがポイント

家主が抱える不安や問題の相談に応じます。入居前・入居後における不安や問題も相談でき、解決のサポートが受けられる場合があります。



家主

- ・高齢者の一人暮らしって、事故とか心配だな・・・
- ・住宅がバリアフリーに対応していないけど、障がい者の方に貸してもいいのかな・・・
- ・外国人の方って生活習慣が違うだろうし、マナーを守ってくれるのだろうか・・・

私たちが家主さんをサポート支援します！  
(不安感の解消に協力します)

- ・高齢者の見守り活動
- ・住宅のバリアフリー化工事への相談
- ・外国人の方への生活相談
- ・子育て世帯の方への支援
- ・家賃債務保証や原状回復の保険制度の紹介
- ・代理納付の活用 など



家主 要配慮者

サポート



行政 協力店(不動産店) 居住支援法人

Osakaあんしん住まい推進協議会

住まい探し相談会の開催、住まい探しのための情報提供、市町村における相談体制の構築のための支援など様々な取り組みを行っています。

居住支援法人とは

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人です。

協力店とは

あんぜん・あんしん賃貸住宅の紹介や民間賃貸住宅探しに関する住宅確保要配慮者の相談に応じるために登録を受けた不動産事業者等です。

相談協力店とは

協力店のうち、住宅確保要配慮者の住まいの確保に係る相談等に積極的に取り組むものを相談協力店として、大阪府知事が指定した不動産業者です。

居住支援協議会とは

行政、不動産関係団体、居住支援法人などが連携し、住宅確保要配慮者への支援や支援方策の検討を行うなど、様々な取り組みを行う協議会です。